

10月3日(月)
スタート

デジタル行政サービス 「ポチっと・サラっと」はじめます

ポチつ
と申請

行政手続オンライン申請サービス

スマートフォンを使いネットを通じていつでもどこでも行政手続きができます。

【オンライン申請では】

- 来庁不要で、仕事や家事のすき間時間にスマートフォンを使い手続きをすることができます。
- 支払いの伴うさまざまな証明書の交付もクレジットカードで決済できます。

スマートフォンで
申請内容の入力

マイナンバーカードの
読み取り

クレジットカードで決済
(手数料、郵送料の支払い)

郵便で証明書の受取
(原則翌営業日には発送)



画面のイメージ



オンライン申請

第1弾

10月3日以降オンラインで行える申請一覧

住民票・戸籍関係の 証明書発行申請	税関係の証明書発行申請
住民票の写し	所得証明書
戸籍謄抄本・戸籍附票の写し	課税証明書
印鑑登録証明書	完納証明書
身分証明書・独身証明書	納税証明書

※手数料は種類によって異なります。

※他の申請や届出などもオンラインにより手続きができるよう順次進めます。(整備状況は市ホームページでお知らせします。)

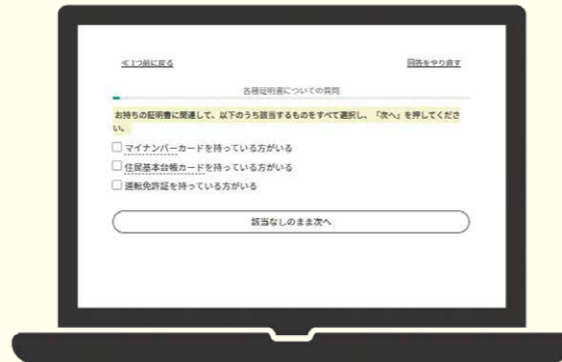
サラつ
と解決

手続ガイドサービス

ネット上で簡単な質問に答えることで必要な行政手続きなどが分かります。

【手続ガイドでは】

- ライフイベント(転入、転居、転出、結婚、妊娠・出生、離婚、氏名変更、死亡など)ごとに、いくつかの質問に答えることで、必要な手続きが分かります。
- どんな手続きがあるの?何をを用意すればいいの?どの課に行けばいいの?という疑問を短時間で解決できます。



画面のイメージ

手続きガイド



嬉しいいきいきデジタル社会のまちづくり

インターネットの普及やデジタル技術の進化により、私たち個人が必要とする情報やサービスにいつでもどこからでもアクセスできる環境が広がっています。また、コロナ禍で人と人との接触機会を減らすという視点も加わりデジタル化はさらに加速します。市では、窓口で行う手続きや行政サービスを順次デジタルで提供できるようにし、より市民の皆さんの利便性が向上するよう努めていきます。



【問い合わせ】 デジタル自治推進局
☎ 22-9622 FAX 22-9672
✉ dx@city.iga.lg.jp

新型コロナウイルス感染症対策情報

新型コロナウイルスに関する お知らせ

オミクロン株対応ワクチン追加接種

新型コロナウイルスのオミクロン株に対応した新たなワクチンの追加接種を実施します。

【接種対象者】 初回(1、2回目)接種を完了した12歳以上のすべての人

【接種時期】 市内医療機関の接種体制が整い次第、接種を開始します。

【接種券】

- 4回目接種を完了した人には、5カ月経過後に5回目の接種券を発送
- 60歳以上・基礎疾患などで申請済みの人には、前回接種日から5カ月経過後に発送
- 新たに4回目接種の対象者となる人には、10月初旬から順次発送予定
- すでに3、4回目の接種券を持っている人はその接種券が使用できます。紛失した人は申請により再発行します。

※9月6日時点で国が公表している情報です。

接種開始時期・接種券の発送日など、最新の詳しい情報は市ホームページでお知らせします。



ワクチン接種実施期間延長

新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種の実施期間は、令和4年9月30日までとなっていましたが、オミクロン株対応ワクチン追加接種の実施により接種期間が令和5年3月31日まで延長される方向です。市内の接種可能な医療機関で引き続き接種できます。※9月6日時点の情報です。

【ワクチン接種に関する問い合わせ】

- 伊賀市新型コロナワクチン専用コールセンター(月～土曜日、午前8時30分～午後5時)
☎ 0120-849-064
- 外国語での問い合わせ(月・水・土曜日、午前8時30分～午後5時)
 - ・ポルトガル語 ☎ 0120-257-863
 - ・スペイン語 ☎ 0120-257-864
- 三重県新型コロナワクチン副反応相談窓口(24時間対応、土・日曜日、祝日含む。)
☎ 059-224-3326

【問い合わせ】

ワクチン接種推進課 ☎ 41-1550 FAX 22-9694

マスクを着けられない人の「意思表示バッジ」などを配布しています

新型コロナウイルスの感染拡大の防止策として「マスク着用」の習慣が浸透しました。しかし、呼吸器や皮膚などの病気、発達障がい、知的障がいなど、さまざまな原因でマスクの着用が難しい人がいます。

障がいや病気などの理由で、マスクの着用が難しいことの意味表示と、マスク着用が難しい人への理解を促すことを目的に、「意思表示バッジ」などを配布しています。



【対象者】

障がいや病気などでマスクを着けられない人

【配布物】

意思表示バッジ・カード(使用説明書有り)

※申請不要

【配布場所・問い合わせ】

- 障がい福祉課
☎ 22-9657 FAX 22-9662
✉ shougai@city.iga.lg.jp
- 子育て支援室(ハイトピア伊賀4階)
- 各支所(上野支所除く。)



新型コロナウイルスワクチンの接種は、市民の皆さんに受けていただくようご案内していますが、強制するものではありません。「感染症予防の効果」と「副反応のリスク」の双方を理解した上で、接種を受けるかどうかの判断をしてください。

また、職場や周りの人などへの接種の強制や、接種を受けていない人への偏見や差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷などは絶対に行わないでください。

コロナ差別に関する人権相談窓口



一人で悩まないで大丈夫
一緒に考えましょう。



【問い合わせ】

- 津地方法務局人権相談 ☎ 0570-003-110
- 人権政策課 ☎ 22-9683 FAX 22-9641
✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp